

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年10月30日

支出負担行為担当官
九州地方整備局長 森下 博之

1 工事概要

- (1) 工 事 名 令和8・9・10年度有明海沿岸国道事務所庁舎建築工事
(電子入札及び電子契約対象案件)
- (2) 工事場所 福岡県柳川市三橋町下百町224番7
- (3) 工事内容 1. 事務所庁舎 RC-3 延床面積 1,510.08m² 新築1棟
2. 自転車置場 W-1 延床面積 9.93m² 新築1棟
3. 工作物 新設一式
4. エレベーター設備 新設一式
- (4) 工 期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。また、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期：令和9年3月1日から令和10年6月30日まで

(余裕期間：契約締結日の翌日から令和9年2月28日まで)

ただし、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

- (5) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（I型））の工事のうち、品質確保の為に体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

ただし、本工事の予定価格が予算決算会計令（以下「予決令」という。）第84条に定める金額以下となった場合においては、施工体制の確保状況確認や施工内容の審査に係る評価は行わない。

- (6) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (7) 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。
- (8) 本工事は、地元企業の活用について審査し、評価する「地元企業活用評価型総合評価落札方式」の工事である。
- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
ただし、総合評価に係る提案の範囲は対象としない。
- (10) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (11) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。

- (12) 本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。
- (13) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。また、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。
- (14) 本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たな取組」の試行運用について』（H18.5.16国九整契第51-2号他）に基づき、入札説明書別紙1「低入札価格調査制度調査対象工事に関する事項」により、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。
上記（5）ただし書きの場合においては、入札説明書別紙1による取り組みは行わない。
- (15) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。
モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。
- (16) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。
ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。
- (17) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。（詳細は入札説明書による。）
- (18) 快適トイレの設置
本工事は、現場説明書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。
- (19) 本工事は、新技術活用の促進を図るため、施工者が原則1 技術以上の新技術を選定したうえで活用を図る新技術活用工事である。

本工事は、以下に示す新技術のうち原則1 技術以上を選定したうえで活用を行うものとする。
① 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
② 「公共工事等における新技術活用の促進について（平成26 年3 月28 日付け国官総第344 号、国官技第319 号）のテーマ設定型（技術公募）で作成された技術比較表に掲載されている技術
③ 「i-Construction を推進するための現場ニーズ・技術シーズのマッチングによる新技術の現場試行について」（平成30年5月24日付国官技第52号）及び「i-Construction を推進するための現場ニーズ・技術シーズのマッチング実施要領について」（令和3年9月30日付国官技第164号）に基づき現場試行し、現場試行結果の評価で従来技術と同等以上と確認できた技術
- (20) 本工事は、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」の実績を評価対象とする試行工事である。
- (21) 本工事は、建設現場の遠隔臨場を実施する工事である。詳細は、現場説明書によることとする。
- (22) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価する適用工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局における建築工事に係るB等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 平成23年度以降に完成した、元請けとして次に掲げる要件を満たす同種工事の施工実績（民間の施工実績を含む）を有すること（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。同種工事とは、以下のア)の要件を満たす新築（増築を含む）工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）とする。

ア) 鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の事務所・庁舎の新築（増築を含む）工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）とする。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のいずれか1社が上記同種工事の実績を有していればよい。

また、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局（農林水産事業部門を除く）の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事（※）に係る実績である場合にあっては、工事成績評価通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評価の通知を受けていないもの（工事成績評価の対象となっていない工事は除く。）は実績として認めない。

※ 工事成績相互利用適用対象工事とは、入札説明書別紙4に示す工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事（以下同じ。）

- (5) 当該工事にかかる施工計画（設計図書（標準案）の範囲内で重点的に配慮すべきこと）が適切であること。

項目	内容に関する留意事項
施工計画	<p>① 重点的に配慮すべき事項 工事期間中における第三者に対する安全対策について</p> <p>② ①に記載した重点的に配慮すべき事項について、「施工計画」を（別記様式4）に記載すること。 「施工計画」は、現場条件を踏まえて重点的に配慮すべき事項への対応を記載するものとし、200文字以上400文字以内で記載すること。 記載にあたっては、「必要に応じて〇〇する」、「〇〇するよう努力する」、「可能な限り〇〇する」という曖昧な表現は避け、具体的な使用箇所、使用材料等、期間、規模（延長等）、効果等を簡潔に記載すること。</p> <p>③ ②に記載した「施工計画」の評価については次に掲げるとおりとする。 ・設計図書を満足し、発注者が求めた「重点的に配慮すべき事項」に対して、現場条件を踏まえて配慮すべき事項の記述が適切であれば「可」、不適切あるいは未記載（200文字未満含む）であれば「不可（失格）」とし、競争参加資格なしとする。</p>

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
また、建設業法第26条第3項本文及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

- ① 1級建築施工管理技士若しくは一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣がこれらと同等以上の能力を有するものと認定した者であること。
- ② 平成23年度以降に完成した、元請けの技術者として、上記（4）に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）
ただし、1人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。
また、共同企業体にあつては、構成員のいずれか1人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。
ただし、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局（農林水産事業部門を除く）の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないもの（工事成績評定の対象となっていない工事は除く。）は実績として認めない。（工事成績評定通知書の再発行等については、5年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものは企画部技術管理課に申請すれば再発行が可能です。ただし、工事成績相互利用適用対象工事は対象外。）

さらに、当該実績が、工期1年未満の工事にあつては工期の半分未満の従事期間、工期1年以上の工期の工事にあつては6ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。登録基幹技能者が主任技術者となる場合にあっては、登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
また、次に掲げる通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。
1)「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」
2)「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」
3)「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」
4)「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）」

- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 九州地方整備局（港湾・空港部及び港湾関係事務所を除く（以下「対象部局」という。））における建築工事のうち、直近4ヶ年度（令和4年度～令和7年度）に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定通知書の評定点の平均が65点以上であること。

- (9) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。
- (1 0) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。
(イ) 子会社等（会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（ロ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（ロ）において同じ。）の関係にある場合
(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社等（会社法施行規則（平成 1 8 年法務省令第 1 2 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。
(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
(i) 会社法第 2 条第 1 1 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
(ii) 会社法第 2 条第 1 2 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
(iii) 会社法第 2 条第 1 5 号に規定する社外取締役
(iv) 会社法第 3 4 8 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
2) 会社法第 4 0 2 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
3) 会社法第 5 7 5 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 5 9 0 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
4) 組合の理事
5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者
(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 6 4 条第 2 項又は会社更生法第 6 7 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (※) なお、①及び②については、入札書提出期限以降に基準に該当する事実が発生した場合に限り、基準該当者が提出した入札書は、無効とはならないものとする。
- (1 1) 九州地方整備局の管轄区域の内、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県に建設業法の建築工事業に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。
- (1 2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (1 3) 本工事における他の入札参加者の下請予定者として確約した者でないこと。

3 総合評価に関する事項等

- (1) 評価項目と評価基準
入札説明書に示す各評価項目について、2～7段階で評価し加点する。
- (2) 総合評価の方法
当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点（100点）を与え、さらに上記(1)について評価し、0～43点の範囲で加算点を、0～30点の範囲で施工体制評価点を加える。
評価項目は、入札説明書に示すとおりとする。
- (算出式) 標準点＋加算点＋施工体制評価点＝100点＋（0～43点）＋（0～30点）
評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／入札価格
ただし、上記1.（5）ただし書きの場合においては、以下のとおり総合評価を行う。
当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点（100点）を与え、さらに上記(1)について評価し、0～43点の範囲で加算点を加える。
評価項目は、入札説明書に示すとおりとする。
(算出式) 標準点＋加算点＝100点＋（0～43点）
評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格
- (3) 落札方式
- ① 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の（ア）及び（イ）の要件に該当する者のうち、上記（2）によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、②による。）を落札者とする。
（ア）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
（イ）評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。
- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじへと移行する。
くじは、電子入札システムの電子くじにて実施する。
- (4) 技術資料の作成
技術資料は入札説明書に基づき作成するものとする。
- (5) ヒアリングの実施（施工体制の審査）
上記1.（5）ただし書きの場合を除き、どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）

4 入札手続等

- (1) 担当部局
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号（福岡第二合同庁舎）
九州地方整備局 総務部 契約課 契約第二係
電話092-476-3509（直通）（内線2533）
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
電子入札システムにより交付する。
交付期間は別表1、①に示す期日。
ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の2日前までに上記（1）の担当部局に連絡すること。
- (3) 申請書及び資料等の提出期間、場所及び方法
- ① 提出期間： 別表1、②に示す期日。
- ② 提出場所： 上記（1）に同じ。

③ 提出方法：（ア）電子入札の場合

電子入札システムにより提出。ただし、容量が10MBを超える場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出する。

（イ）紙入札方式による場合

提出場所へ持参し、又は郵送等により提出する。

（ウ）申請書及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。

ただし、取り下げについては入札説明書に示す場合を除く。

（4） 入札保証金の納付等に係る書類の提出方法

① 提出期間： 別表1. ⑤に示す期日。

② 提出場所： 上記（1）に同じ。

③ 提出方法： 提出場所へ持参、又は郵送等により提出すること。

（5） 入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官（以下、「当職」という。）の承諾を得た場合は、紙により九州地方整備局総務部契約課に持参すること。郵送等又は電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

① 入札書の締切日時

（ア）電子入札対応の場合

別表1、③に示す期日。

（イ）紙入札方式による場合

上記（ア）に同じ。

② 開札の日時及び場所

開札は、別表1、④に示す日時に以下の場所にて行う。

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
（福岡第二合同庁舎）

九州地方整備局 契約課 入札室

（6） 電子入札により送信された入札書（紙入札による参加が認められている場合は、提出された入札書。）については、入札心得第6条各号に該当するものを除き、入札金額の誤記入又は積算ミス等により意図しない金額による入札を行った場合においても有効なものとして取り扱うこととなるので留意すること。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので留意すること。

5 その他

（1） 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2） 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行福岡支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 九州地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 九州地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行福岡支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 九州地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 九州地方整備局）をもって契約保証金の納付に代える事ができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

また、受注者は、余裕期間と実工事期間を合計した全体工期を保証期間に含むこと。

- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
上記3に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、当職の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とするところがある。
- (5) 施工計画に対する留意事項
① 施工計画（別記様式4）の提出がない場合は入札に参加できない。
② 提出を行う施工計画の作成にあたっては、当該入札に参加しようとする他の施工計画提出者と施工計画の内容等について、いかなる相談・協議等を行ってはならない。これに違反した場合は、当該入札に係る競争参加資格を与えないものとする。
- (6) 配置予定技術者と建設業法第7条第2号又は第15条第2号に定める営業所の専任技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）の重複確認
本工事が建設業法第26条第3項に該当する場合、入札に参加し落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。
- (7) 配置予定技術者の確認
落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。
- (9) 契約書作成の要否 要。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4（1）に同じ。
- (11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年3月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、九州地方整備局総務部契約課（〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎 電話092-476-3509）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
- (12) 詳細は入札説明書による。

別表 1 本入札手続きに係る期間等

①	入札説明書の交付期間	交付期間は令和 8 年 1 0 月 3 0 日から令和 9 年 1 月 8 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8 時 3 0 分から 1 8 時 0 0 分まで。（最終日は入札書受付締切予定時刻である 1 2 時 0 0 分。）
②	申請書及び資料等の提出期限	令和 8 年 1 0 月 3 0 日から令和 8 年 1 1 月 2 0 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分まで。（ただし、最終日は 1 2 時 0 0 分まで。）
③	入札書の締切日時	令和 9 年 1 月 8 日 1 2 時 0 0 分
④	開札の日時	令和 9 年 1 月 1 4 日 1 0 時 0 0 分
⑤	入札保証金の納付等に係る書類の提出期間	令和 8 年 1 2 月 2 5 日から令和 9 年 1 月 8 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分まで。（最終日は入札書受付締切予定時刻である 1 2 時 0 0 分。）